

改正再エネ特措法に基づく周辺住民様への御案内

発電所所在地: 鹿児島県南九州市颯娃町別府119・120-1

【目次】

- 1.はじめに
- 2.改正再エネ特措法の概要
- 3.説明項目
- 4.質問・意見交換

作成日：2024年9月13日

作成者：株式会社和上ホールディングス

1. はじめに

突然のご案内を差し上げ失礼いたします。
弊社は太陽光発電事業者事務代行の株式会社和上（ワジョウ）ホールディングスと申します。

この度、令和6年度に施行された「改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以降、改正再エネ特措法）」に基づき、発電所（太陽光）事業者が発電所の周辺地域の住民様（発電所隣接地の土地建物所有者様含む）向けに「**事前周知措置**」が義務づけられることとなりました。

（今回は既設発電所の事業者変更ですが、当該措置が必須となっております）

つきましては本資料「改正再エネ特措法に基づく周辺住民様への御案内」をご覧ください、ご不明点、ご質問等がございましたら、弊社宛（詳細：本資料P10に掲載）までご連絡願います。

本資料は資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（2024年2月策定）」に準拠しており、太陽光発電事業所周辺地域の住民様向けの資料として作成させていただいております。

尚、周辺地域住民様のご住所等の情報については、法務局で取得可能な不動産謄本より取得させていただいております。また取得させていただいた当該情報は当社社内にて厳重に取り扱いさせていただいております。

【関係者一覧】

- ・ 発電事業者 旧認定事業者 船越義郎
 新認定事業者 久保竜太 ※認定事業者…経済産業省資源エネルギー庁が認定する発電事業者
- ・ 事業者代行 株式会社和上ホールディングス

2. 改正再エネ特措法の概要

(1) 再エネ特措法（平成23年8月成立、平成24年7月施行）

①目的：地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入を促進し温室効果ガスの排出量削減を図る。

②内容：a.固定価格買取制度（FIT制度）の制定

電気事業者が再生可能エネルギーで発電された電気を国が定めた価格で一定期間買取の制度（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）

b.賦課金制度の制定

電気事業者は、FIT制度で買い取った再生可能エネルギー電気の購入費用を、電気料金に上乗せして徴収する制度。一般家庭や企業などの電力利用者が負担します。

(2) 改正再エネ特措法（令和5年5月成立、令和6年4月施行）

①背景・経緯

我が国は2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、電源構成で36～38%程度を目指すこととしています。

この目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが不可欠です。

FIT制度導入以降、再生可能エネルギーの導入量は増加した一方で、発電までのリードタイムが比較的短い太陽光発電を中心に再エネ導入が促進され、多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まり、関係審議会での議論を経て再エネ特措法は改正されました。

2. 改正再エネ特措法の概要

②改正点

大規模電源や周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアで再エネ発電事業を行おうとする事業者は、FIT/FIP認定申請前に、改正再エネ特措法に基づく要件を満たす説明会を開催することが必要となります。

その他の小規模電源についても事前周知措置（ポスティング等）を実施することが必要となります。

また、FIT/FIP認定を既に取得した認定事業者も、認定計画を変更しようとする場合のうち、一定の場合は、変更認定申請前に、改正再エネ特措法に基づく要件を満たす説明会を開催することや、事前周知措置（ポスティング等）を実施することが必要となります。

本件は事前周知措置（ポスティング等）対象です

③説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 （※2）	屋根設置 ※住宅用太陽光 を除く	低圧 （50kW未満） ※住宅用太陽光/ 屋根設置を除く	高圧・特別高圧 （50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域等に影響を 及ぼす可能性が高い エリア（※1）外	説明会/ 事前周知措置を 要件としない	説明会/ 事前周知措置を 要件としない （努力義務として 求める）	事前周知措置の 実施が必要 （※3）	説明会の開催が 必要
周辺地域等に影響を 及ぼす可能性が高い エリア（※1）内				

- （※1）①森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可の対象エリア、②土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合においては、当該エリアをいいます。
- （※2）出力が10kW未満の太陽光発電事業をいいます。
- （※3）低圧電源であって、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となるときは、説明会を開催する必要があります。

a.再エネ発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に依りて掲げる一定の範囲内に居住する者〔施行規則第4条の2の3第2項第1号イ～ハ〕 **低圧電源（本件）の場合：100m**

b.再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者（以下「土地/建物所有者」という。）〔施行規則第4条の2の3第2項第1号〕

c.「周辺地域の住民」の範囲について、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行い、市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者についての意見があった場合には、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えた当該者〔施行規則第4条の2の3第2項第1号〕

d. cの相談に対して、市町村から、再エネ発電事業の実施場所が近接する他の市町村にも「周辺地域の住民」の範囲について相談すべき旨の意見があった場合には、cと同様に、当該他の市町村に事前相談を行うこと。当該他の市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者についての意見があった場合には、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えた当該者〔施行規則第4条の2の3第2項第1号〕

※ 説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲に該当しない場合であっても、必要に応じて、説明会の開催等を通じて、地域の住民と適切にコミュニケーションを図るよう努めることが必要です。

3. 説明項目

(1) 周辺地域の範囲

発電所配置図

【対象発電所所在地】
鹿児島県南九州市穎娃町別府119・120-1

対象エリア
(基本：発電所の敷地境界線から水平距離100m以内)

【測定算出方法】
a. 発電所最長幅 (80m)
b. 80m(a)の半分→ $80\text{m} \div 2 = 40\text{m}$
c. $40\text{m} (b) + 100\text{m}$ (敷地境界線から水平距離)
= 半径140mの円内



現地写真



3. 説明項目

(2) 再エネ発電事業の概要〔施行規則第4条の2の3第2項第3号イ、ハ、ニ、ホ〕

- ①事業者 : 久保竜太
- ②電源種 : 太陽光発電
- ③設置形態: 野立て (既設)
- ④電源出力: 低圧電源 (出力: 49.9KW)
- ⑤実施場所: 鹿児島県南九州市穎娃町別府119・120-1 (2筆)
- ⑥災害時の活用可能性: パワーコンディショナーの自立運転機能 (停電時使用可能) あり、給電用コンセントなし
- ⑦発電所概要: パネル (メーカー/品番) ソーラーフロンティア SFK185-S 480枚
: パワーコンディショナー (メーカー名/型番) オムロン KPT-A100 5台
- ⑧当回事業開始: 2019年 4月 (5年5ヶ月経過) ※事業開始=九州電力への受給開始
- ⑨名義変更予定: 2024年12月 (変更申請予定)、2025年3月 (変更完了予定)
- ⑩保守点検責任者: 久保竜太

(3) 関係法令について〔施行規則第4条の2の3第2項第3号ロ〕

- ①再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件 (=電力会社との接続契約) は取得済み。
- ②「(※) 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書 (21項目あり)」記載法令に基づき
管轄自治体の各部署に該当有無を確認済み。全項目該当無し。

3. 説明項目

(4) 事業の影響と予防措置（安全面と景観面）〔施行規則第4条の2の3第2項第3号へ〕

	項目	状況
ア	斜面への設置	緩斜面設置のため土砂流出の懸念は少ないものと思われま
イ	盛土・切土	緩斜面のため切土、盛土を実施されていないものと推察されま す。従って土砂流出の可能性は少ないと思われま
ウ	地盤強度	上記から地盤強度の懸念は少ないと思われま
エ	排水対策	敷地内自然浸透方式
オ	法面保護・斜面崩落防止策	法面保護等は特にされておりませんが、緩斜面地のため影響少な いものと推察されま
カ	防災施設の先行設置	既存物件のため対象外
キ	設備設計	ハザードマップにおいて本件発電所所在地は土砂災害警戒区域 対象外となっており、災害時の影響は少ないものと思われま
ク	施工後の管理の継続性	1年に1回の定期点検と緊急時は適時現地対応して参ります
ケ	事業終了後の措置	設備撤去、土地原状（更地）回復予定
コ	景観面への影響	周囲を山林に囲まれており周囲に対する景観面への影響は少ない と思われま
サ	適切な予防措置を講ずること	同上

3. 説明項目

(4) 自然環境・生活環境面の影響と予防措置〔施行規則第4条の2の3第2項第3号へ〕

	項目	状況
ア	騒音・振動	既存物件のため建設機械の稼働音はございません。 本件（低圧発電用）のパワコン動作音の大きさは、単体では52dB（カタログ値）ですが、5台全体での騒音は約59dBです。 これは静かな静かなオフィスやエアコンの室外機と同等です。
イ	水の汚れ／濁り	排水路を通じて排水処理は適切に対応させていただいております。 従いまして水の汚れ／濁りはありません。
ウ	反射光	南にパネルが向いており、反射光は上空へ逃げる為（アレイ角約20度）、近隣への影響は小さくなっております。
エ	雑草の繁茂	防草シート施工対応済み
オ	風車の影による日照障害	風力発電につき対象外
カ	温泉への影響	地熱発電につき対象外
キ	蒸気の噴出	地熱発電対象外
ク	流量等への影響	中小水力発電につき対象外
ケ	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響	バイオマス発電につき対象外

3. 説明項目

(5) 廃棄物の撤去等に関する影響と予防措置〔施行規則第4条の2の3第2項第3号ト〕

	項目	状況
ア	設備の廃棄に係る廃棄費用の総額	解体等積立基準額表より（認定年度2018年度） 廃棄等費用想定額@14,800円/kw × 49.9kw = 738,520円
イ	廃棄費用の算定方法	「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」記載の算定方法に準拠。2022年度より開始。新設から10年経過、11年目より事業者が電力会社へ売電時に廃棄費用積立額（外部積立）が相殺→電力会社が電力推進機関（資源エネルギー庁）へ支払
ウ	廃棄費用の積立開始時期及び終了時期	2029年5月～2039年5月（10年間） ※FIT期間満了時から起算して遡及10年間
エ	廃棄費用の毎月の積立単価	解体等積立基準額@1.40円/kwh × 発電量
オ	（太陽光発電事業の場合）太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報	カタログによれば、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンなどが含まれております。但し何れも含有量は0.1wt%以下と微量です。 (0.1wt% : 100gの中に0.1g 含まれる)
カ	設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）及び残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量	廃棄物としてはパネル、架台、パワーコンディショナーなどが想定されます。パネルはリサイクルの可能性もあり。残土の排出見込量は不明。
キ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令への遵守体制等	不法投棄等の禁止と当該法令遵守の徹底を図って参ります。
ク	土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容	設備撤去、土地原状（更地）回復予定。

4. 質問・意見交換

周辺住民の皆様からのご質問やご意見、ご不明点については丁寧に回答させていただきます。

具体的には、お電話、メール、または弊社ホームページの「質問募集フォーム」からもご質問いただけます。

またスマートフォンをお持ちの方は下記QRコードから入力いただく方が便利です。

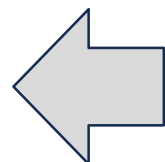
尚、弊社ホームページから本資料もご覧いただけます。

受付期間：本資料到着後2週間まで

※ご質問、ご意見をいただいた皆様の個人情報 は 厳重に取り扱いさせていただきます。

お問合せの場合は下記内容をお申し出下さい

0044 鹿児島県南九州市穎娃町



スマートフォンをお持ちの方はQRコード等から入力いただく方が便利です。

<https://wajo-holdings.jp/exp0044/>

【問合せ先】再エネ発電事業者 代行

大阪市北区曾根崎新地1-13-22

We Work御堂筋7F

株式会社和上（ワジョウ）ホールディングス

担当 向田(ヨウタ)、大川

(TEL) 050-3145-7998

メールアドレス：r-info@wajo-holdings.jp

URL：<https://wajo-holdings.jp/>